



必要な手続き

5ページでお知らせした小学生の単独乗車と登録先の追加を利用したい場合は、安平町商工会での手続きが必要です。

【持参するもの】

- ・既にデマンド利用登録されている方：デマンド登録証
- ・新たにデマンド利用登録される方：健康保険証や住基カード、運転免許証など本人確認ができるもの

※利用登録先を追加される方は、追加先の住所が確認できるものをお持ちください。

ご利用方法で不明な点などがあれば、お気軽にお問合わせください。

【安平町デマンドバス登録手続き等に関する問合せ】

安平町商工会 早来本所（安平町早来大町 34 番地）☎② 2789

追分支所（安平町追分本町 5 丁目 17-1 ふれあいセンターいぶき 3 階）☎⑤ 2154

【地域公共交通に関する問合せ】

安平町役場企画財政課☎② 2751

地域公共交通助成制度の更新のお知らせ

「平成 26 年度分のデマンドバス利用料金助成申請を受付中です」

安平町デマンドバス利用料金の助成制度を受けている（利用料金半額チケットをお持ちの）方で、4月1日以降も引き続き安平町デマンドバスを利用する方は継続利用の申請が必要です。

また、下記に該当し助成制度を受けていない方、新たに利用したいとお考えの方の申請も受付けています。（デマンドバスの利用は、安平町商工会での登録が必要です。）

問合せ 健康福祉課福祉グループ☎⑤ 4556



地域公共交通助成制度とは

安平町デマンドバス利用登録をしている高齢者、しょうがい者の方などを対象に助成を行っています。条件がありますので、下記を確認してお申し込みください。

▶対象者

- 満 70 歳以上で、介護保険料第 2 段階以下の方（世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入の合計が 80 万円以下の方）※生活保護受給者は除く
- 障害者手帳（身体・知的・精神）を所有する方、または、障害年金受給者で非課税の方

▶助成内容

- デマンドバス利用料金 300 円の半額分（150 円）のチケットを週 1 往復分を配付します。

▶手続き

- ①安平町商工会で登録証を発行してもらう。（運転免許証・保険証が必要）
※すでに登録証をお持ちの方は登録の手続きは不要です。
- ②登録後、役場（健康福祉課または住民生活課）で申請をする。（印鑑・障害者手帳が必要）
- ③助成の可否を判定し、助成の決定を受けた方にはチケットを郵送します。

現在お持ちのチケットは有効期限が 3 月 31 日（月）までです。

継続または新規でご希望される方は役場（健康福祉課または住民生活課）で申請してください。